

**「京都市ペット霊園の設置等に関する条例（仮称）」  
の制定に関する意見募集の結果について**

「京都市ペット霊園の設置等に関する条例（仮称）」の策定に向けた意見募集の結果については、以下のとおりです。

**1 募集期間**

平成26年11月13日（木）～平成26年12月12日（金）

**2 応募方法**

郵送，FAX，電子メール又はホームページの意見応募フォーム等

**3 応募結果の概要**

24人の方及び3団体から、合計52件の意見が提出されました。

**(1) 男女別年齢別人数**

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	団体	合計
男性	2	2	8	4	1	1	0	18
女性	0	4	2	0	0	0	0	6
不明	0	0	0	0	0	0	3	3
合計	2	6	10	4	1	1	3	27

(単位：人)

**(2) 居住地別人数**

京都市内	京都市外	不明	合計
15	9	3	27

(単位：人)

**(3) 項目別の意見数**

項目	件数
条例の目的	3
ペット霊園の設置運営に係る技術的基準	7
火葬施設（火葬車両を含む）の構造設備基準	6
立地等を禁止する区域	16
手続	7
事業者の義務	5
適用除外	1
経過措置	3
その他	4
合計	52

(4) 施設の種類の意見数（重複回答有）

施設の種類	件数
火葬施設（火葬車両を含む）	18
墳墓	10
納骨堂	5
葬儀場	1
その他（施設の種類全般）	23
合計	57

4 主な御意見

(1) 条例の目的

- ・ 利用者保護を考えた条例の制定には賛意を表す。

(2) ペット霊園の設置運営に係る技術的基準

- ・ 条例における施設設備の規制の内容が分かりにくい。
- ・ 墳墓の設置は、自己所有地以外に事業者の使用権限がある土地を認めない理由を教えてください。

(3) 火葬施設（火葬車両を含む）の構造設備基準

- ・ 火葬炉は構造設備に関する基準だけではなく、維持管理に関する基準や排出ガスに関する基準についても規定すべきである。
- ・ 火葬時に臭いや排煙、騒音等の問題が生じることのないように規制してほしい。

(4) 立地等を禁止する区域

- ・ 住宅地や隣地からの離隔距離での規制としなかった理由を教えてください。
- ・ 住環境への配慮を求めるのであれば、住居系用途地域だけ立地規制するのはおかしい。
- ・ 火葬車両による火葬は禁止すべきである。

(5) 手続

- ・ 事業の廃止は届出制ではなく許可制とし、墳墓及び納骨堂の廃止時の土地の原状回復は義務とすべきである。
- ・ ペット霊園の設置は、住民説明会等を行えば、地域住民の同意が得られなくても許可してほしい。

(6) 事業者の義務

- ・ 火葬車両による火葬日時や場所について、市への届出や近隣への周知は義務付けられるのか。
- ・ 駐車場の確保と管理事務所の設置を義務とすべきである。

(7) 適用除外

- ・ 寺社を立地規制の適用除外とする理由が分からない。

(8) 経過措置

- ・ 遡及適用を行うべきである。

(9) その他

- ・ 経営基盤の安定した業者にのみ許可を与えるべきである。

5 御意見の要旨と本市の考え方

別紙のとおり